（イ）　（略）
イ・ウ　（略）
⑵　（略）
２・３　（略）
第４　その他農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項
１・２　（略）
３　支援体制の整備
⑴　地域資源活用・地域連携サポートセンターによる支援
農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化に取り組むに当たり直面する課題を解決するため、農林水産物の生産・加工、商品開発、マーケティングや経営管理、さらには、関連する法律制度等に関する知識・経験を有する者を「地域プランナー等」として全国に配置するとともに、中央段階及び都道府県段階に地域資源活用・地域連携サポートセンターを設置し、地域プランナー等の選定、登録及び派遣を行うほか、地域プランナー等による支援活動の内容を評価することにより、サポート活動の充実を図る。
⑵　地域における行政を中心とする関係者の連携による支援
地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）と、都道府県及び市町村、財務局、経済産業局、地方運輸局等国の行政機関の地方支分部局、地域資源活用・地域連携サポートセンター、商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の関係機関とが連携することにより、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するための体制を構築する。
この体制においては、「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクトの下、都道府県及び市町村が中心となり、その区域内の関係者の参画を得て、当該区域内における６次産業化を総合的かつ計画的に推進するための戦略を定めるよう努める。
さらに、地方農政局等が中心となり、都道府県及び市町村、地域資源活用・地域連携サポートセンター等の参画を得て、総合化事業計画の認定を受けようとする者に対し、総合化事業の構想段階における提案、事業計画の作成の支援を行うとともに、認定を受けて総合化事業に取り組む農林漁業者等に対し、事業の進捗と経営の状況を踏まえ、経営の改善及び事業の更なる展開を行うために必要なアドバイスを行う。

第２章　地域の農林水産物の利用の促進
第１　地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
１　基本的考え方
地域の農林水産物の利用は、農林漁業の持続的かつ健全な発展、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料等に関する国民理解の醸成、食料自給率の向上等に重要な役割を果たすとともに、地域資源の有効な活用、食品循環資源の再生利用、生産地と消費地との距離の縮減等を通じ、環境への負荷の低減等の効果を有するものであり、その促進が非常に重要である。
このため、国及び地方公共団体は、法第26条から第33条までに定める以下の基本理念に基づき、生産者、事業者、消費者等の協力を得て地域の農林水産物の利用の促進に取り組むよう努める。
⑴～⑻　（略）
２　（略）

者等の総株主又は総社員の議決権の数のうち機構等が有する議決権の数を除いた残余の議決権の過半数を有していることにより、引き続き、当該農林漁業者等の意思決定について主導的な役割を果たし得るものであると認められる。
（イ）　（略）
イ・ウ　（略）
⑵　（略）
２・３　（略）
第４　その他農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する重要事項
１・２　（略）
３　支援体制の整備
⑴　６次産業化サポートセンターによる支援
農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化に取り組むに当たり直面する課題を解決するため、農林水産物の生産・加工、商品開発、マーケティングや経営管理、さらには、関連する法律制度等に関する知識・経験を有する者を「６次産業化プランナー」として全国に配置するとともに、中央段階及び都道府県段階に６次産業化サポートセンターを設置し、６次産業化プランナーの選定、登録及び派遣を行うほか、６次産業化プランナーによる支援活動の内容を評価することにより、サポート活動の充実を図る。
⑵　地域における行政を中心とする関係者の連携による支援
地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）と、都道府県及び市町村、財務局、経済産業局、地方運輸局等国の行政機関の地方支分部局、６次産業化サポートセンター、支援対象事業活動支援団体、商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の関係機関とが連携することにより、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するための体制を構築する。
この体制においては、都道府県及び市町村が中心となり、その区域内の関係者の参画を得て、当該区域内における６次産業化を総合的かつ計画的に推進するための戦略を定めるよう努める。
さらに、地方農政局等が中心となり、都道府県及び市町村、６次産業化サポートセンター、支援対象事業活動支援団体等の参画を得て、総合化事業計画の認定を受けようとする者に対し、総合化事業の構想段階における提案、事業計画の作成の支援を行うとともに、認定を受けて総合化事業に取り組む農林漁業者等に対し、事業の進捗と経営の状況を踏まえ、経営の改善及び事業の更なる展開を行うために必要なアドバイスを行う。
第２章　地域の農林水産物の利用の促進
第１　地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
１　基本的考え方
地域の農林水産物の利用は、農林漁業の持続的かつ健全な発展、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を果たすとともに、地域資源の有効な活用、食品循環資源の再生利用、環境への負荷の低減等の効果を有するものであり、その促進が非常に重要である。
このため、国及び地方公共団体は、法第26条から第33条までに定める以下の基本理念に基づき、生産者、事業者、消費者等の協力を得て地域の農林水産物の利用の促進に取り組むよう努める。
⑴～⑻　（略）
２　（略）